

第1章 計画の概要

1 計画の背景と趣旨

▼高齢化の進展を見据えた地域包括ケアシステムの推進

介護保険制度は、その創設から20年が経過し、事業所数も増え、サービス利用者は550万人に達するなど、高齢者の生活の支えとして定着してきました。

その一方、令和7年（2025年）には、いわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となるほか、令和22年（2040年）には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、高齢化は今後さらに進展することが見込まれています。こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら十分なサービスを確保していくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくことが求められます。

さらに、住み慣れた地域で、高齢者が自らの能力に応じてできる限り自立して生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に合わせて推進していくことが重要になっています。

▼地域共生社会を目指した体制づくり

地域包括ケアシステムは、高齢者に対するケアを想定していますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、自立した生活を支援するという考え方は、障害者、子ども、生活困窮者などに対する支援にも応用することができます。

その考え方に基づき、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会を「地域共生社会」と言います。

地域共生社会の実現に向け、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を総合的かつ効果的に解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村に求められています。

▼鶴ヶ島市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定

このような背景により、介護保険制度の改正を含めた高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、令和7年（2025年）の将来の姿などを見据え、令和3年度から令和5年度までの高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示すものです。

また、介護給付等対象サービスの提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施に取り組むとともに、地域包括ケアシステムが機能する地域づくりを推進するため、「鶴ヶ島市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）を策定しました。

2 計画の性格と位置付け

(1) 計画の性格

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき、地域における高齢者等の福祉ニーズと必要なサービス量を明らかにし、サービス供給体制を計画的・効率的に整備することを定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、要介護者等の人数や利用意向等を勘案し、介護給付サービスの種類ごとに必要量を見込むとともに、当該供給量を確保するための方策等の事項及び地域支援事業に関する事項を定めるものです。

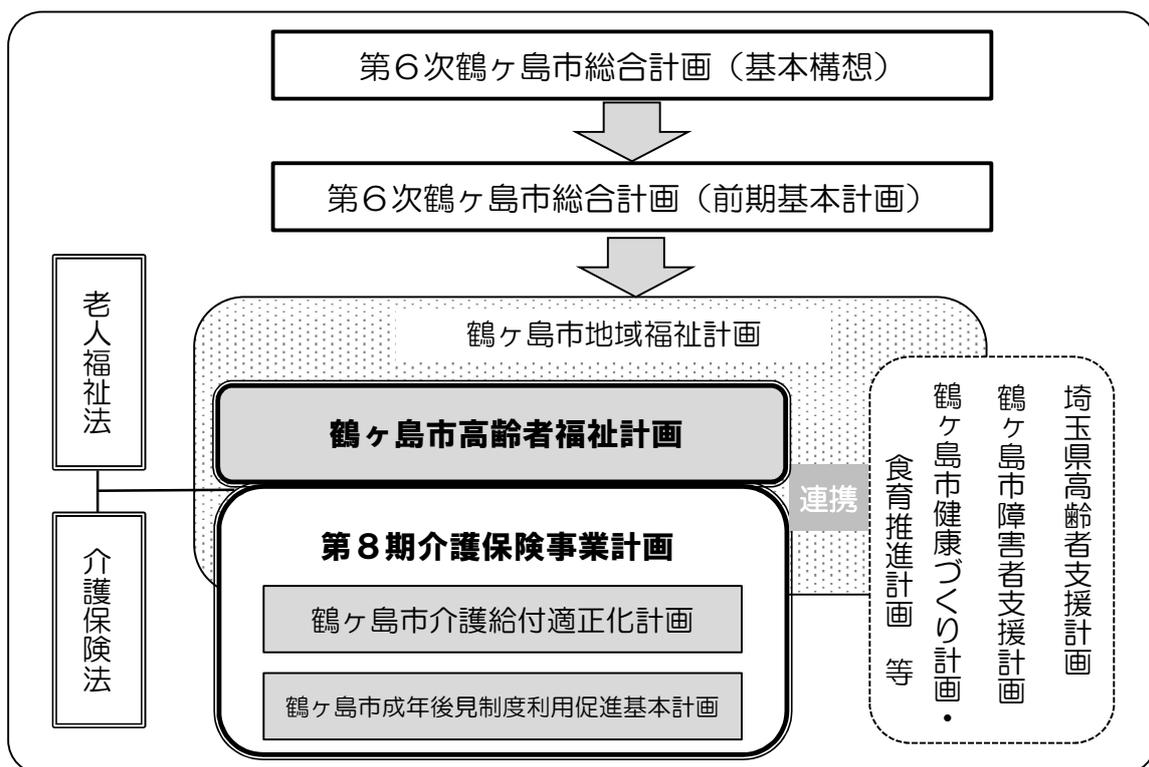
いずれの計画も、すべての市町村に策定が義務付けられているもので、「3年を1期」とし、一体的に策定することとされています。

(2) 関連計画との位置付け

第8期計画は、本市の高齢者福祉に関する総合的な計画として、本市の特性を踏まえるとともに、上位計画である「第6次鶴ヶ島市総合計画（基本構想・前期基本計画）」と整合性を図り策定します。

また、本市の「地域福祉計画」や「障害者支援計画」、「健康づくり計画・食育推進計画」等の関連計画や施策と関係性を保持するものとします。さらに、埼玉県が策定する「高齢者支援計画」との整合性を図ります。

なお、本計画の「基本目標2 誰もが自分らしく安心して暮らすために、地域で支え合う仕組みづくりを進め、日常生活を支援します」内に規定する「5 権利擁護支援の推進」については、成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けます。

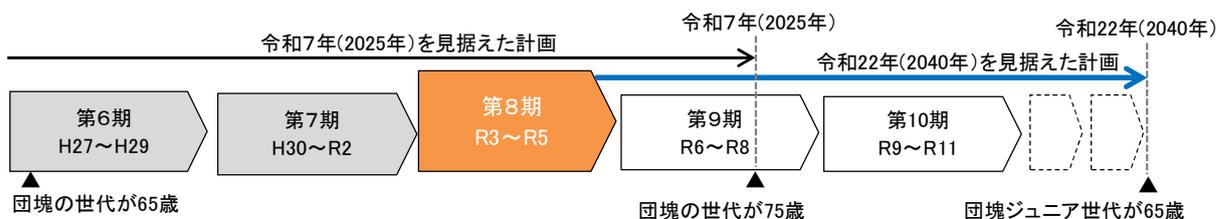


3 計画の期間

第8期計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものです。

なお、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。



4 計画の策定体制

(1) 鶴ヶ島市介護保険運営審議会等における検討・審議

被保険者代表、医療・保健・福祉・地域活動団体関係者によって構成する「鶴ヶ島市介護保険運営審議会」を開催し、検討・審議を行いました。

また、「鶴ヶ島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定庁内検討委員会」において、取組内容等の検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査

高齢者の生活実態や健康状態、高齢者が抱える生活課題及び介護保険や福祉サービスに関するニーズなどを把握するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

また、要支援・要介護認定を受け、居宅で暮らしている方及びその介護をしている方から、家族介護の実態、施設入所の検討状況、家族介護者就労状況等を把握するための「在宅介護実態調査」を実施しました。

②介護サービス提供事業所へのアンケート調査

事業所の経営状況や今後の事業展開の意向、介護保険制度等に対する要望、地域の実態等を把握するため、介護サービス提供事業所にアンケート調査を実施しました。

③地域包括支援センターへのヒアリング調査

事業を推進する上での課題や意見、要望、地域の実態等を把握するため、地域包括支援センターにヒアリング調査を実施しました。

(3) 市民コメント（パブリック・コメント）の実施

市民コメント制度に基づき、令和2年12月25日から令和3年1月24日までの間、広く市民から第8期計画（素案）に関する意見を伺い、計画への反映に努めました。

5 介護保険制度の改正点等

(1) 地域共生社会の実現のための法改正

今後、高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える「地域包括ケアシステム」は、高齢、障害、子ども、生活困窮などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会（以下「地域共生社会」という。）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

地域共生社会の実現に向けては、平成29年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正され、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされました。

これまで、介護保険制度においても、地域包括ケアシステムを推進する観点から、共生型サービスの創設のほか、生活支援や介護予防、認知症施策などの地域づくりに関係する取組を進めてきましたが、令和2年の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」においては、令和22年（2040年）を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人の創設など、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

■地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の概要

改正の趣旨
地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。
改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】 ○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】 ○医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】 ○社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

(2) 第8期介護保険事業計画の基本指針

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

第8期計画においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和7年（2025年）を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する令和22年（2040年）の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて計画に位置付けることが求められています。

■第8期計画の基本指針【第8期計画において記載を充実する事項】

第8期計画において記載を充実する事項（抜粋）

- 1 令和7（2025）・令和22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
○令和7（2025）・令和22（2040）年度の推計を計画に記載
- 2 地域共生社会の実現
（「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の概要）
○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
○医療・介護のデータ基盤の整備の推進
○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について記載
○拡充された交付金を活用した高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組の重要性等について記載
- 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
○特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数について記載
- 5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
○認知症施策推進大綱を踏まえた普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載
- 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
○地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項について記載
- 7 災害や感染症対策に係る体制整備
○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載